

## 群馬県中小企業パワーアップ資金融資促進制度要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、県及び金融機関等が協力して、県内経済発展のための牽引役として期待される、あるいは、新分野進出や事業再構築、デジタルトランスフォーメーション、SDGs等の視点から時勢に対応するための積極的な取り組みにより、経営力の向上を図ろうとする中小企業者等が事業に必要とする資金の融資を促進するための措置を講じ、もって県内中小企業者の創意ある向上発展を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる者であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。以下「特定事業」という。）を行うもので県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

#### (2) 中小企業団体

次に掲げる組合等であって、特定事業を行うもの又は当該組合等の構成員の3分の2以上が特定事業を行うものであり、県税の滞納がなくかつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2章に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2章に規定する生活衛生同業組合及び同法第2章の2に規定する生活衛生同業小組合

エ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2章に規定する酒造組合及び酒販組合並びに第3章に規定する酒造組合連合会及び酒販組合連合会

#### (3) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

### (貸付け)

第3条 知事は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、別に知事が定める。

### (融資条件等)

第4条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 融資対象者

県内経済発展のための牽引役として期待される中小企業者等で、次のいずれかに該当する者

## I 経営革新等要件

次のいずれかの要件に該当する中小企業者及び中小企業団体

- ア 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 14 条に定める経営革新計画の承認を受け、当該計画を実施しようとする者
- イ 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条に定める経営力向上計画の認定を受け、当該計画を実施しようとする者
- ウ 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）第 4 条に定める農商工等連携事業計画の認定を受け、当該計画を実施しようとする者
- エ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 29 年法律第 47 号）第 13 条に定める地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該計画を実施しようとする者
- オ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年 7 月 22 日法律第 85 号）第 4 条に定める総合効率化計画の認定を受け、当該計画を実施しようとする者
- カ 「パートナーシップ構築宣言」に登録して「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表し、「II 新分野進出・事業再構築等要件」または「III SDGs 等要件」に係る取り組みを実施しようとする者

## II 新分野進出・事業再構築等要件

次のいずれかに係る取り組みにより、経営力の向上を図ろうとする中小企業者

- ア 新分野展開（新たな製品等で新たな市場に進出）
- イ 事業転換（主たる事業を転換する）
- ウ 業種転換（主たる業種を転換する）
- エ 業態転換（製品等の製造・提供方法等を相当程度変更する）
- オ デジタルトランスフォーメーションによる成長・競争力強化

## III SDGs等要件

次のいずれかの視点から時勢に対応するための積極的な取り組みにより、経営力の向上を図ろうとする中小企業者

- ア 持続的社会の構築に向けた SDGs の取り組み
- イ 誰もが働きやすい職場の環境整備や働き方改革の取り組み

### (2) 資金使途

設備資金（土地取得のための資金を除く。）及び運転資金。ただし、運転資金については、原則として設備投資を伴うものに限る。

### (3) 融資限度額

I 経営革新等要件、II 新分野進出・事業再構築等要件及びIII SDGs 等要件を合わせて 2 億円（内運転資金 5,000 万円）

### (4) 融資期間

- ア 設備資金 12 年以内（内据置 2 年以内）
- イ 運転資金 7 年以内（内据置 1 年以内）

### (5) 融資利率

- ア I 経営革新等要件  
年 1.5%以内  
保証協会の保証を付した場合 責任共有制度対象外 年 1.1%以内

	責任共有制度対象	年 1.2%以内
イ	Ⅱ 新分野進出・事業再構築等要件	
	年 1.7%以内	
	保証協会の保証を付した場合	責任共有制度対象外 年 1.3%以内
		責任共有制度対象 年 1.4%以内
ウ	Ⅲ S D G s 等要件	
	年 1.7%以内	
	保証協会の保証を付した場合	責任共有制度対象外 年 1.3%以内
		責任共有制度対象 年 1.4%以内

(6) 担保・保証人

金融機関等の定めるところ

(7) 償還方法

年 1 回以上の元金均等分割償還

(承認申請)

第 5 条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、借入れを希望する金融機関に融資の申込みを行うとともに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 中小企業パワーアップ資金事業計画承認申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 第 4 条第 1 号に該当することを確認できる書類
- (3) 最近 2 期の決算書又はこれに類する書類
- (4) 定款（法人の場合に限る。）
- (5) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- (6) 施設又は設備の設計図、カタログ等の写し及びこれらの見積書等の写し
- (7) 建築確認通知の写し（建築確認を必要とする場合に限る。）
- (8) 許認可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る。）
- (9) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- (10) その他知事が必要と認めるもの

(承認)

第 6 条 知事は、前条による事業計画承認申請があった場合は、必要に応じ、実地調査等を行い、その結果に基づき承認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により事業計画を承認したときは、中小企業パワーアップ資金事業計画承認通知書（別記様式第 2 号）により、申請者及び関係金融機関に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第 7 条 前条第 1 項の規定による事業計画の承認を受けた者が、承認に基づく融資を受ける前に、当該事業計画の内容（軽微な事項を除く。）を変更しようとするときは、別に定める事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事業計画変更を承認したときは、中小企業パワーアップ資金事業計画変更承認通知書（別記様式第 3 号）により、申請者及び関係金融機関に通知するものとする。

(融資の報告等)

第 8 条 金融機関は、第 6 条第 2 項（前条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知に基づき融資を行ったときは、別に定める融資実行報告書を知事に提出しなければならない。

2 金融機関は、前項の規定により提出した融資実行報告書の内容に変更が生じた場合は、別に定める融資変更報告書を知事に提出しなければならない。

(辞退届)

第9条 第6条第1項の規定（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）による承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）は、この要綱による融資を受けないこととなったときは、速やかに別に定める承認辞退届を知事に提出しなければならない。

（完了届等）

第10条 この要綱による融資を受けた者は、当該融資に係る承認を受けた事業計画が完了したときは、別に定める事業計画完了届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、必要に応じ完了検査を行うものとする。

（融資実行後の事業計画の変更）

第11条 この要綱による融資を受けた者が、当該融資の償還終了前に、当該事業計画の内容（軽微な事項を除く。）を変更しようとするときは、別に定める事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があったときは、第6条の規定を準用する。

3 知事は、前項の規定による変更承認をした場合において、当該融資を継続することが適当でないと思えたときは、金融機関と協議して、当該融資に係る資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

（承認の取消）

第12条 知事は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正行為により承認を受けたとき。

（2）融資を受けた資金を目的外に使用したとき。

（3）承認の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（4）この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、別に定める事業計画承認取消通知書により、承認を受けた者及び関係金融機関に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により承認を取消した場合は、金融機関と協議して、当該融資に係る資金の全部又一部を繰り上げて償還させることができる。

（預託の停止）

第13条 知事は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条第1項のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

（報告等）

第14条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資を受けた者、融資を行った金融機関又は保証協会に対し、事業計画の実施状況、融資の状況等について報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

（委 任）

第15条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.58分の1、信用組合及び信用金庫にあっては1.89分の1、商工組合中央金庫にあっては2.93分の1」とする。

3 平成18年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.58分の1、信用組合及び信用金庫にあっては1.89分の1、商工組合中央金庫にあっては2.93

分の1」とする。

- 4 平成19年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.61分の1、信用組合及び信用金庫にあっては2.01分の1、商工組合中央金庫にあっては2.80分の1」とする。
- 5 平成20年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては2.61分の1、信用組合及び信用金庫にあっては2.28分の1、商工組合中央金庫にあっては3.00分の1」とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、平成21年1月1日から平成21年3月31日までに行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあっては2.94分の1、信用組合及び信用金庫にあっては2.49分の1」とする。
- 7 平成21年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「3.45分の1」とする。
- 8 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号）の施行に伴う時限措置として、次の各号の措置を実施する。
  - (1) 平成21年12月24日から平成25年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に1年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
  - (2) 平成21年12月24日から平成25年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に2年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 9 平成22年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「3.45分の1」とする。
- 10 平成23年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「第4条（1）Iに定める要件については2.74分の1」、「第4条（1）II、III及びIVに定める要件については3.45分の1」とする。
- 11 平成22年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 12 平成24年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「第4条（1）I及びVIに定める要件については2.74分の1」、「第4条（1）II、III、IV及びVに定める要件については3.45分の1」とする。
- 13 平成23年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、そ

の期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。

- 14 平成 25 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び VI に定める要件については 2.74 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV 及び V に定める要件については 3.45 分の 1」とする。
- 15 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）の期限到来に伴う時限措置として、次の各号の措置を実施する（第 4 条（1）VII に定める要件に該当する場合を除く。）。
  - (1) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(1) に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 1 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
  - (2) 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4(2) に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 2 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 16 平成 24 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 17 平成 26 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I、VIII 及び IX に定める要件については 2.74 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII 及び X に定める要件については 3.45 分の 1」とする。
- 18 平成 25 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 19 平成 27 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び VIII に定める要件については 2.74 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII 及び IX に定める要件については 3.45 分の 1」とする。
- 20 平成 26 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、そ

の期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。

- 21 平成 28 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び IX に定める要件については 2.74 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII、VIII 及び X に定める要件については 3.45 分の 1」とする。
- 22 平成 27 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 23 平成 29 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び VIII に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII 及び IX に定める要件については 3.51 分の 1」とする。
- 24 平成 28 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会（信用保証が付されているものに限る。）との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 25 平成 30 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び VIII に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII 及び IX に定める要件については 3.51 分の 1」とする。
- 26 平成 31 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び VIII に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII 及び IX に定める要件については 3.51 分の 1」とする。
- 27 令和 2 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I 及び VIII に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II、III、IV、V、VI、VII、IX 及び X に定める要件については 3.51 分の 1」とする。
- 28 令和 3 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II に定める要件については 3.51 分の 1」とする。
- 29 令和 4 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II に定める要件については 3.51 分の 1」とする。
- 30 令和 5 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「第 4 条（1）I に定める要件については 2.71 分の 1」、「第 4 条（1）II、III に定める要件については 3.51 分の 1」とする。

この要綱は、平成 17 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 15 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県中小企業パワーアップ資金融資促進制度要綱の規定は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。



附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 20 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県中小企業パワーアップ  
資金融資促進制度要綱の規定は、平成 30 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。